令和５年度　公文書開示状況（８月決定分）　財務局

様式

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
1	R5.8.1	R5.8.8	建築工事積算標準単価表（令和４年４月１日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和４年４月１日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和４年４月１日付） 建築工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和３年４月１日付）	1595	1															財務局建築保全部技術管理課
2	R5.7.31	R5.8.14	債権管理マニュアル	1		1									1				債権管理マニュアルは、債権管理に係る標準的な方法を示しており、日常的な管理の具体的な方法、債権の滞納が生じた際の対応、私債権放棄の要件など、実務的な手続きを的確に行うことができるよう解説を行っているものである。 　本マニュアルは、平成20年度の作成以降も、債権管理の実務を進める中で、様々な事例から得られた知識・経験・ノウハウを集約・蓄積し、随時更新してきている。 こうしたノウハウ等の情報の一部には、外部の債務者に知られることで今後の業務に重大な支障を来たすものがある。例えば、都が差押えしようとする際の具体的な手法の記述があり、債務者に知られることで、予め都の債権回収の具体的な行動を把握され、本来なら差押えできた財産を隠匿することが可能となる（所在調査における現地調査事項など）。 また、私債権放棄の要件や具体的事例を掲載しており、いわば都が債権回収を断念する基準が債務者に知られることにより、都が再三の納付催告をしたとしても債務者に当該基準（時効成立など）が満たされるまで意図的に納付を拒絶するなどの対応を取られれば、本来回収できたかもしれない債権を手放すしかないこととなる。 その結果、行政事務の根幹である公平性を損なうことになる。	財務局主計部財政課
3	R5.7.24	R5.8.14	04-08610　都庁第一本庁舎建物清掃委託（その３） 04-08611　都庁第一本庁舎建物清掃委託（その４） 04-08612　都庁第二本庁舎建物清掃委託（その３） 上記３案件の落札者の総合評価に係る技術提案書	0			1			1	1	1			1				(第７条第１号)本件文書は第三者の著作物であり、かつ、未公表の著作物に該当するものであり、著作権者から開示に同意しない旨の意思表示があったことから、著作権法第18条第3項第3号の規定により公表することができないため (第７条第２号)作業責任者等の氏名や経歴等は、特定の個人を識別できるものであるため (第７条第３号)本件文書は第三者である提案事業者が作成した事業計画・導入設備仕様が含まれ、その提案内容は事業者が積み重ねてきた事業者独自の技術、ノウハウが反映されている情報と認められることから、その内容を公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため (第７条第６号)本件文書は第三者である提案事業者独自の技術、ノウハウが反映されている情報である。当該内容を公にした場合、都にとって有益な提案書の提出がためらわれるようになるほか、同種事業へ波及するおそれがあり、公にすることにより、都に対する信頼が失われ、契約業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築保全部庁舎管理課
4	R5.8.2	R5.8.15	財務局建築保全部技術管理課発行「委託料積算標準単価表」の「地盤調査委託料積算標準単価」	7															本件開示請求の対象公文書は、都民情報ルームにおいて管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているものと同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項により当該公文書を開示しないものとされているため。	財務局建築保全部技術管理課
5	R5.8.3	R5.8.16	庁有車運転日誌 （１）小池知事　令和４年８月１日から令和５年７月31日までの分 （２）村山特別秘書　令和４年８月１日から令和５年７月31日までの分 （３）宮地特別秘書　令和４年８月１日から令和５年７月31日までの分	884		1							1						車両番号 ・東京都情報公開条例第７条第４号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため。	財務局経理部総務課
6	R5.8.10	R5.8.10	貸付区画図　原図番号　都・貸付中央140	1	1															財務局財産運用部活用促進課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。